様式第２０

事業継続力強化計画に係る認定申請書

　20■　年　　　■　月　　　■　日

中部経済産業局長殿

　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　　　　　所 ■県■市■■

　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　　　　 称 ■■建設

代表者の役職及び氏名 代表　■■　■■　印

　中小企業等経営強化法第50条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

１　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

事業継続力強化計画

１　名称等

業者氏名は　　　　■■建設

代表者の役職名及び氏名　　 　　代表　 ■■　■■

資本金又は出資の額　　　　■万円　　　 　 　　常時使用する従業員の数　 ■

業種　　　　06　総合工事業 or 07職別工事業(設備工事業を除く) 08 or 設備工事業

法人番号　　　 　　　　　　 　　　 設立年月日　　 ■■年■月■日

２　事業継続力強化の目標

|  |  |
| --- | --- |
| 自社の事業活動の概要 | 当社は、■市の■地域で、主に■■をサービスとして提供する建設業として、地域の暮らしをあらゆる面でサポートし、ゆたかな地域の暮らしを支えている。当社が早期復旧しないと、地域住民の生活および事業所の事業再開に支障が生じるおそれがある。地域在住の従業員も多く、地域の雇用にも影響が出る。 |
| 事業継続力強化に取り組む目的 | 下記３点を目的に、事業継続力強化に取り組む。1.自然災害発生時において、人命を最優先として、社員と社員の家族の安全と生活を守る。2.地域社会の安全に貢献する。3.商品・サービスの供給の継続、又は早期の再開により、地域及び取引先への影響を極力少なくする。 |
| 事業活動に影響を与える自然災害等の想定 | 当社の事業拠点は■県■市にあり、今後30年以内に震度６弱以上の地震が発生する確率は■.■%（J-SHIS地図参照）。当該地震による津波は想定されていない。 |
| 自然災害等の発生が事業活動に与える影響 | 想定する自然災害のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは震度６弱の地震であり、その被害想定は下記の通り。（人員に関する影響）* 営業時間中に被災した場合、事務所や倉庫内の設備の落下、建築資材の散乱、避難中の転倒などにより、けが人が発生する。また、施工現場においても、足場なども含めた建築資材の散乱、未完成物件の損傷、さらには、避難中の転倒などにより、けが人が発生する。また、事務所および施工現場の周辺道路が損傷したり、公共交通機関が停止すれば、当社従業員および協働先の関係者が帰宅困難者となるほか、夜間に発災した場合、翌営業日の従業員の参集が困難となる。併せて、従業員の家族へも被害が生ずる。
* これらの被害が事業に与える影響として、復旧作業の遅れ、事業再開時において、特定の従業員が専属で担当していた部分について業務再開が困難となること、復旧に向けた建設関連のサービスが提供出来ないことなどが想定される。

（建物・設備に関する影響）* 事務所や倉庫の建物は、新耐震基準を満たしているため、揺れによる建物自体への直接被害は軽微だと考えられる。一方、施工現場は、その未完成物件であればあるほど、倒壊の可能性もあり、施工現場で使用する機械設備は、揺れにより倒壊する可能性もある。停電が発生すれば、事務所などの機能とともに、施工現場も一時的に停止する。
* インフラについては、電力・水道は１週間程度、ガスは２週間程度、供給が停止するほか、公共交通機関は１週間ほど機能不全となるおそれ。周辺道路の損傷や浸水は、2週間程度回復まで必要となる見込み。
* これら被害が事業活動に与える影響として、建設関連業務の全部又は一部の停止などが想定される。また資材の仕入についても停止を余儀なくされる。
* 当社は、被災時に臨時的な復旧対策として建設関連の工事に緊急的に取り組むことが想定され、当社の事務所などが機能しないと、初動として取り組む工事の復旧などに取り組めないことになる。なお、地域の被災時においては、■■組合として、緊急復旧体制が連絡網とともに、構築されており、早急な復旧工事への対応が可能になっている。

（資金繰りに関する影響）* 資金繰りについては、未完成工事が停止したり、施主の稼働停止等により営業収入が得られなくなることが想定される。そのため、円滑な資金調達ができなければ運転資金が枯渇する恐れがある。

（情報に関する影響）* 事務所内のサーバー（顧客情報、設計図面等）が破損した場合、工事の図面なども含めた書類等が大きく破損し、建設サービスの復旧自体が大きく遅れることが想定される。

（その他の影響）* 取引先の被災や交通機関の乱れにより、1 週間程度、建築資材の調達が難しくなる場合がある。これが事業活動に与える影響として、施主や発注元の希望納期に間に合わなくなる場合が想定される。
 |

３　事業継続力強化の内容

（１）自然災害等が発生した場合における対応手順

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 初動対応の内容 | 発災後の対応時期 | 事前対策の内容 |
| １ | 人命の安全確保 | 従業員の避難方法 | 発災直後 | * 自社拠点内および各施工現場の安全エリアの設定(駐車場等を想定)
* 社内および施工現場の避難経路の周知・確認
* 自社および施工現場の近隣の避難所までの経路確認
 |
| 従業員の安否確認 | 発災直後 | * 携帯電話会社の提供する安否確認システムの利用
* 従業員の連絡網の整備（携帯電話番号、メールアドレス、社内LINEグループ等）
* 従業員の家族についても安否確認をするルールを設定。
 |
| 機械設備の緊急停止方法 | 発災直後 | * 緊急時の機器停止手順の周知・確認
 |
| ２ | 非常時の緊急時体制の構築 | 代表取締役を本部長とした、災害対策本部の立ち上げ | 発災後１時間以内 | * 設置基準(震度、被害状況から)の策定
* 発災を想定した災害対策本部の体制の決定
* 代表取締役不在の場合の代理者選定ルール
 |
| ３ | 被害状況の把握被害情報の共有 | 被災状況、工事やサービスへの影響の有無の確認当該情報の第一報を顧客及び取引先並びに地元の自治体当局、商工団体に報告 | 発災後12時間以内 | * 被害情報の確認手順の整理
* 被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定
* 地元自治体、商工団体、主要な顧客、取引業者の連絡先リストを作成
 |
| ４ | その他の取組 | 建設業関連の■■組合の復旧活動への参画 | 発災後1時間以内 | * ■■組合等と連携した体制の維持
 |

 |

（２）事業継続力強化に資する対策及び取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| A | 自然災害等が発生した場合における人員体制の整備 | ＜現在の取組＞* 建設業関連の■■組合と連携した地域の復旧活動への参画ができるように、日常的に訓練を積んでいる。また、組合員事業者との横連携により、相互の共助関係ができている。

＜今後の計画＞* 自然災害時を想定して、日常的に建設工事、上下水道工事、土木工事などについての最新情報を共有することで、社員の多能工化を進める。
 |
| B | 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入 | ＜現在の取組＞* 建設業の現場として利用する、自家発電装置、水道ポンプなども準備しており、自社内の事業継続力強化の体制を充実させている。

＜今後の計画＞* 建築資材の損壊が発生しないように、倉庫内の棚などの固定化をすすめる。
* 事業継続力強化のための設備がいつでも機能するように、メンテナンスを定期的に実施する。
 |
| C | 事業活動を継続するための資金の調達手段の確保 | ＜現在の取組＞* すでに、火災保険と共に地震保険にも加入している

＜今後の計画＞* 地震が発生した際に緊急融資が受けられるよう、メインの金融機関の担当者及び商工会の経営指導員と日々コミュニケーションを取る。
 |
| D | 事業活動を継続するための重要情報の保護 | ＜現在の取組＞* 設計情報や受注情報、顧客管理、帳簿について、月一回クラウド上のサーバーにバックアップ保管している。

＜今後の計画＞* 年に4回、工具・資材や書類の整理整頓や配置決定をすることで、いつでも何がどこにあるかを明確にする。
* 事業所内の設備を記録するため、毎月１日に事業所内の写真を撮る。
 |

（３）事業継続力強化設備等の種類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （２）の項目 | 取得年月 | 設備等の名称／型式 | 所在地 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設備等の種類 | 単価（千円） | 数量 | 金額（千円） |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。 |  |

（４）事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | ■■組合 |
| 住所 | ■県■市■■■-■ |
| 代表者の氏名 | ■■　■■ |
| 協力の内容 | 被災時の緊急復旧体制が構築されており、日常的に訓練などの連携ができている(継続中)。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | ■■銀行(■■支店) |
| 住所 | ■■県■■■市■■ |
| 代表者の氏名 | 頭取　■　■■■ |
| 協力の内容 | 地震が発生した際に緊急融資が受けられるよう、日々コミュニケーションを取る。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | ■商工会 |
| 住所 | ■県■■■ |
| 代表者の氏名 | ■■　■■ |
| 協力の内容 | * 大規模な地震・水害の発生が見込まれる際、注意喚起を依頼する。
* 地震・水害に対する事業継続の強化に関する指導を依頼する。
* 発災した際の被災情報の情報共有をする体制を構築する。
 |

（５）平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

|  |
| --- |
| * 平時の取組推進について、代表の指揮の下実施する体制を整える。
* 年１回(9月の防災の日禅後を予定)以上、訓練や教育を実施する体制を整える。
* 年１回(12月を予定)以上、事業継続に向けた取組内容の見直しをする。
 |

４　実施時期

20■年　■ 月～　 20■年　■月

５　事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施事項 | 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額（千円） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

６　その他

（１）関係法令の遵守（必須）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。 | ✓ |

（２）その他事業継続力強化に資する取組（任意）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| レジリエンス認証制度（※１）に基づく認証を取得しています。 |  |
| ISO 22301認証（※２）を取得しています。 |  |
| 中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。 |  |

（※１）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※２）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格